

平成29年度 総合型地域スポーツクラブ補助事業

活動補助事業「基盤強化補助」実施要項

1 目 的

県内において活動する総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）の中で、組織、人材、財政など運営基盤に課題を抱えるクラブが、事業の実施を通してその運営基盤を強化し、地域に貢献できる組織になるための一助とすることを目的とする。

2 補助内容と対象クラブ

(1) 内 容 クラブの運営経費に対して補助する。

(2) 期 間 補助金の交付決定日～平成30年2月末日 ただし交付決定は4月1日と見なす

(3) 対 象 県認定クラブを対象とするが、下記条件に該当しないクラブに限る。

- 【条 件】・スポーツ振興くじ助成事業を受けている（自立支援事業、マネジャー設置支援等）
- ・岐阜県より他の助成（補助）事業を受けている（競技力向上、指定管理等）
 - ・市町村より「指定管理事業」を受託している

3 補助金交付クラブ数 10クラブ程度

4 補 助 額

申請上限額を1クラブ30万円とするが、経理処理基準に基づき算出された額 (100円未満切捨) とする。

5 対象経費

補助金の対象経費とその限度額等は別に定める経理処理基準に示すとおりとする。

【対象事業例】

- ・クラブ運営に関わる人件費
- ・クラブ事務所の光熱水費
- ・クラブ運営上で使用するコピー用紙及び郵送料
- ・事務所等賃借料
- ・法人化申請に関わる経費 等

6 申込手続

基盤強化補助申請を希望するクラブは、実施申込書【基強 様式1】を平成29年6月2日（金）までに、ぎふ広域スポーツセンターへ提出すること。

7 補助金交付クラブの選考

ぎふ広域スポーツセンターにおいて、以下の選考基準により決定し通知する。（内定通知書を送付）

【選考基準】

- ・クラブの発展を目的とした明確な理由があるか。
- ・申請時において、クラブ事務局など運営基盤の安定化が必要であるか。
- ・該当補助金交付後に、クラブ運営基盤の安定化が図られる内容であるか。

8 交付申請

補助金の内定を受けたクラブは、以下の書類をぎふ広域スポーツセンターまで提出すること。

【提出書類】

交付申請書【基強 様式2】，収支予算書【基強 様式3】，請求書【基強 様式4】

9 交付決定

ぎふ広域スポーツセンターにおいて、該当クラブから提出された交付申請書を精査の上、適正と認められた場合交付決定し補助金を交付する。（交付決定通知書を送付）

10 報 告

該当クラブは、補助金使用後に以下の書類をぎふ広域スポーツセンターに提出すること。

【提出書類】

実績報告書【基強 様式5】，実施報告書【基強 様式6】，収支決算書【基強 様式7】，
証拠書類（領収書、人件費に関わった場合の日報等）

【提出期限】

事業実施後1ヶ月以内、若しくは平成30年3月9日（金）のいずれか早い期日

11 証拠書類の整備

各経費の証拠書類は原本を提出することとし、それぞれの書類が重ならないように支出科目別に整理し「A4」版用紙に添付の上、補助金使用後に実績報告書とともに提出する。

※支出科目ごとに、提出する証拠書類が異なることに留意すること。

12 補助不用額の返還

補助不用額（対象経費が交付金額を下回った額）が生じた該当クラブは、直ちにその額をぎふ広域スポーツセンターに返還しなければならない。

13 そ の 他

- ・申請内容と異なる支出変更は原則認めないが、予測不能な事態が生じた場合は、ぎふ広域スポーツセンターと協議すること。
- ・本事業実施要項に示さない事項については、ぎふ広域スポーツセンターと事業実施者が協議して、適切に対応するものとする。
- ・目的を逸脱した使用が認められた場合、補助を取り消すこともある。